

令和2年9月23日

福生市長 加 藤 育 男

新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針の変更について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日事務連絡）が発せられたことから、「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月26日決定）について、次の表のとおり変更する。

現 行	変更後
1 省略 2 対応方針 <u>(1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、原則として、中止又は延期する。</u>	1 省略 2 対応方針 <u>(1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、国が発した「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日事務連絡）」（以下「留意通知」という。）に従い、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。</u> <u>ア 屋内での十分な換気</u> <u>イ 接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策</u> <u>ウ 感染者の来場を防ぐ対策</u> <u>エ 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。</u> <u>オ その他必要な感染拡大防止対策</u>
<u>(2) 前号の規定にかかわらず、市内小中学校の卒業式など、実施日等</u>	<u>(2) イベント等の人数上限、収容率等については、留意通知に基づき判</u>

<p><u>の変更が困難なものについては、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。</u></p> <p><u>ア 発熱等の症状がある人に参加を控えるよう、事前告知等の措置を講じ、要請すること。</u></p> <p><u>イ 咳エチケットの徹底や頻繁な手洗いなどの周知をすること。合わせて、正しい手洗い方法の普及啓発を行うこと。</u></p> <p><u>ウ アルコール消毒液を会場入口、会場内等、複数個所設置し、確実に参加者等に対して消毒を実施させること。</u></p> <p><u>エ 屋内イベント等では、定期的な換気を行うこと。</u></p> <p><u>オ 相互接触の機会を減らすとともに、対面での会話機会を極力避けるなど、実施内容等について、十分に配慮すること。</u></p>	<p><u>断するものとする。</u></p>
<p>(3) 省略</p>	<p>(3) 省略</p>
<p>3 省略</p>	<p><u>(4) 上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、感染の流行状況、万全な感染拡大防止対策が講じられないなど、感染拡大のおそれがあると認めるときは、当該イベント等については、中止又は延期とするものとする。</u></p>
<p>4 適用期間</p> <p>本方針の適用は、令和2年2月26日から<u>当分の間</u>とする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができ</p>	<p>3 省略</p> <p>4 適用期間</p> <p>本方針の適用は、令和2年2月26日から<u>令和2年11月30日まで</u>とする。ただし、状況に応じて、期間を変更す</p>

る。	ることができる。
----	----------

附 則

本方針の変更は、令和2年9月23日から施行し、同月19日から適用する。

別紙

令和2年2月26日決定

令和2年3月25日変更

令和2年4月2日変更

令和2年4月30日変更

令和2年9月23日変更

福生市長 加藤 育 男

新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針について

国、東京都等が発した方針を踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の蔓延を防ぐため、市が主催（共催も含む。以下同じ。）するイベント、行事、会議、事業等（以下「イベント等」という。）に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 考慮すべきイベント等

- (1) 多くの不特定な人が集まるイベント等
- (2) 飲食を伴うイベント等
- (3) 高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦等を対象とするイベント等
- (4) 会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定されるイベント等
- (5) 会場の入口、会場内等にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況にあるイベント等

2 対応方針

- (1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、国が発した「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日事務連絡）」（以下「留意通知」という。）に従い、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。

ア 屋内での十分な換気

イ 接触感染、飛沫感染及びマイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策

ウ 感染者の来場を防ぐ対策

エ 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

オ その他必要な感染拡大防止対策

(2) イベント等の人数上限、収容率等については、留意通知に基づき判断するものとする。

(3) 上記1に該当しないイベント等についても、次に掲げる考慮事項を基にリスク評価を行い、開催の判断をするものとする。その場合において、開催すると判断したときは、前号の規定を準拠し、マスクの着用、消毒等その他の予防措置を講じ、万全を期すものとする。

ア 開催規模（参加人数）

イ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態）

ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）

エ 参加者同士の距離（近距離又は対面）

オ 参加者の特性（高齢者若しくは基礎疾患を有する者、障害者、子ども等又は不特定多数か否か）

カ イベント等を通じた相互接触の機会

キ 上記のほか、感染のリスクが高いと思われる事項

(4) 上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、感染の流行状況、万全な感染拡大防止対策が講じられないなど、感染拡大のおそれがあると認めるときは、当該イベント等については、中止又は延期とするものとする。

3 その他

市の関連団体が実施するイベント等については、本方針の趣旨を理解いただき、対応をお願いするものとする。

4 適用期間

本方針の適用は、令和2年2月26日から令和2年11月30日までとする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針更は、令和2年2月26日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年3月25日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月2日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月30日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年9月23日から施行し、同月19日から適用する。